

欧洲諸国におけるインフレの現状と対策

1. はしがき

最近わが国において、消費者物価の著しい上昇が次第に重大問題化している。このようなインフレ傾向は、近年欧米諸国とともに最近では欧洲諸国にもきわめて顕著にみられる動きである。さる4月E E C委員会のマルジョラン副委員長が欧洲議会に、「欧洲における本年の基本的な課題は物価問題である。われわれは、反社会的な物価上昇を認めたり、あるいは要請される経済拡大を低下させなくとも済むように、物価上昇傾向にブレーキをかけなければならない。」と警告したように、物価問題の処理は今日では、欧洲諸国における最大の政策問題となっている。

欧洲諸国が経験しつつあるインフレは通常コスト・インフレと呼ばれるように、完全雇用下の賃金インフレとしての特殊的性格がかなり強い点に注意を要するが、同時にこれら諸国の経験のなかにはわが国にも共通する参考事例が少なくない。以下欧洲諸国におけるインフレの実情を概観し、各国の対策の概要を紹介することとしよう。

2. 各国における物価の動向

(1) 消費者物価の顕著な上昇

第1表にみるように欧洲諸国における最近のブームの頂点は1959~60年であったが、その当時としては消費者物価の動きは比較的安定していた。しかし61年以降になると、経済拡大のテンポは全体としてスロー・ダウンしたにもかかわらず、消

費者物価の上昇が目立つようになった。とくに昨年来この傾向は著しく、本年第1四半期の前年同期比ではデンマークの7.8%増をはじめとして、イタリア、オランダ、フランスでも5%以上の上昇となり、長年物価安定を誇ってきたスイスにおいてさえも、かつてない大幅な上昇を見るに至った。

(第1表)

主要国 GNP 実質増加率推移

(単位・%)

	1956 年	1957 年	1958 年	1959 年	1960 年	1961 年	1962 年
フ ラ ン ス	5.0	5.9	1.8	2.4	6.5	4.4	6.3
イ タ リ ア	4.2	6.2	4.4	7.6	7.1	8.0	6.1
ス ウ エ ー デ ン	3.2	3.7	1.1	4.9	4.0	6.3	—
西 ド イ ツ	6.9	5.4	3.3	6.7	8.7	5.3	4.1
オ ラ ン ダ	3.4	2.5	0.5	5.3	8.6	2.7	2.5
オーストリア	5.4	5.6	3.3	3.6	8.2	4.7	—
デ ン マ ー ク	2.1	5.2	2.9	6.6	7.5	4.7	—
米 国	1.9	2.1	-1.5	6.6	2.6	1.9	5.3
英 国	2.6	1.7	1.1	3.5	4.2	2.1	-0.2

(第2表)

消費 者 物 価 指 数 推 移

(上昇率・%)

	1958~60 年平均	1961年	1962年	1963年第 1四半期
デ ン マ ー ク	2.6	4.2	8.9	7.8
イ タ リ ア	1.9	2.1	4.7	6.1
オ ラ ン ダ	3.4	1.7	3.3	5.6
フ ラ ン ス	10.0	3.3	4.9	5.3
西 ド イ ツ	2.5	2.5	3.5	4.4
ス イ ス	0.7	1.9	4.3	3.6
ス ウ エ ー デ ン	4.2	2.4	4.7	3.1
オーストリア	3.0	3.6	4.4	3.1
英 国	1.6	3.4	4.3	3.0
ベ ル ギ ー	1.6	0.9	1.4	2.2
カ ナ ダ	2.3	1.0	1.2	1.9
米 国	2.5	1.1	1.4	1.2
ノ ル ウ ェ ー	2.5	2.5	4.8	—

資料：OECD 統計月報。

1963年第1四半期は前年同期比。

た。(第2表、第1図)

このような消費者物価上昇の内訳は第3表のとおりで、概して食料品および家賃の値上がりが著しいが、その他の消費財およびサービス価格も同様に上昇しており、とくにサービス価格が一貫して高い上昇率を示しているのが注目される。

(第3表)

消費者物価の上昇内訳

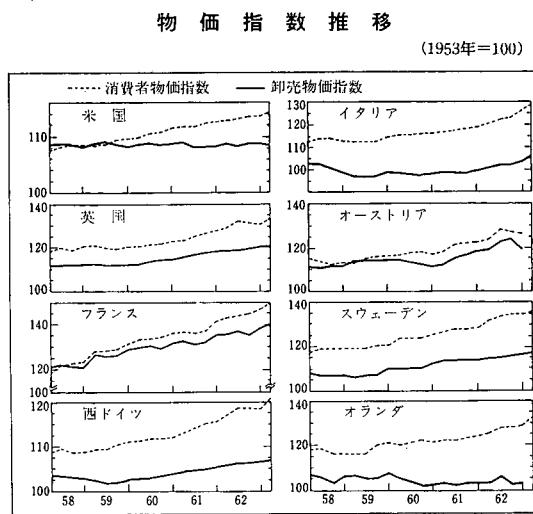
(年平均上昇率、単位・%)

	総合	食 料	その他 消費財	家 賃	その他 サービス
フ ラ ン ス					
1953~58年	4.0	4.0	3.0	11.2	5.2
58~61年	4.3	3.2	3.9	14.7	6.9
61~62年	5.4	7.4	2.6	10.6	2.8
西 ド イ ツ					
1953~58年	1.8	1.6	1.7	2.7	3.5
58~61年	1.7	0.9	1.1	6.0	3.4
61~62年	4.3	5.4	2.8	3.2	5.0
イ タ リ ア					
1953~58年	2.5	2.8	0.7	10.3	3.5
58~61年	1.3	-0.4	-0.1	10.9	6.4
61~62年	4.1	3.7	3.7	9.3	4.8
オ ラ ン ダ					
1953~58年	3.3	2.9	1.7	8.3	3.3
58~61年	1.7	1.3	0.7	4.5	2.0
61~62年	3.6	5.5	0.7	0.0	3.0
ス ウ ェ ー デ ン					
1953~58年	3.5	4.3	1.9	5.1	3.8
58~61年	2.4	2.9	1.5	4.1	1.8
61~62年	4.6	7.1	4.0	0.5	3.1
英 国					
1953~58年	3.6	3.2	3.0	5.9	5.0
58~61年	1.6	0.8	1.5	4.2	3.9
61~62年	5.1	6.0	3.4	5.5	6.6
カ ナ ダ					
1953~58年	1.6	2.1	0.7	2.2	4.0
58~61年	1.1	0.5	0.7	1.6	2.9
61~62年	0.8	1.1	0.1	1.4	2.2
米 国					
1953~58年	1.6	1.3	0.6	2.2	3.1
58~61年	1.2	0.2	0.8	1.4	2.7
61~62年	1.1	0.4	0.8	1.2	1.8

資料: OECD 物価安定のための諸政策。

1962年分は7月までの実績の前年同期比。

(第1図)



資料: OECD 統計月報

(2) 卸売物価も上昇の気配

一方卸売物価はここ数年来おおむね安定していたが、やはり一昨年半ば過ぎからかなりの国々で上昇傾向が目立ちはじめた。ことにイタリア、イス、フランスの卸売物価は消費者物価上昇に匹敵する上昇を示し、米国、オランダ、西ドイツなどの安定傾向とはなはだ対照的な推移をみせてくる。ただ全体的にみれば卸売物価の騰勢は消費者

(第4表)

卸 売 物 価 指 数 推 移
(上昇率・%)

	1958~ 60年平均	1961年	1962年	1963年第 1四半期
イタリア	-1.0	0.2	3.0	5.6
デンマーク	0	2.0	1.9	4.8
スイス	-0.5	0.2	3.5	4.7
フランス	3.8	2.1	2.7	3.1
スウェーデン	1.8	1.8	1.8	2.6
ベルギー	0.5	-0.2	0.8	2.1
英國	0.8	2.6	2.3	1.1
西ドイツ	0.2	1.5	1.1	0.9
オーストリア	0.9	1.8	5.2	0
米国	0.2	-0.4	0.3	-0.5
オランダ	-0.9	-0.7	0.8	-

資料: OECD 統計月報。

1963年第1四半期は前年同期比。

物価に比べ小幅にとどまっている(第4表、第1図)。

3. 欧州におけるインフレの原因

欧洲におけるかような物価上昇の原因はきわめて多様であり、一時的な原因も少なくない。たとえば2年続きの悪天候および農産物価格支持政策の強化が前述の食料品価格上昇を招来し、家賃統制の緩和が人口の工業地域集中とあいまって家賃の高騰をもたらす結果となった。また各種間接税、輸入関税の引上げが直接価格上昇要因となっている場合もあり、さらに従来物価安定の一要因であった国際原材料品市況の軟調が昨年秋ごろから強調に転じたことも物価上昇の見のがせない要因となっている。

しかしこうした多様な原因のなかにあって、欧洲諸国のインフレの基本的な原因が、根強い需要圧力、供給面における適応力の不足、ならびに完全雇用下の賃金上昇圧力に集約されることは疑う余地がない。もちろんこれら3要因のうちいずれが主たるインフレ要因となるかは、国によりまた景気局面に応じて一律ではあり得ないし、さらにこれら3要因が複雑に関連し合っていることも事実である。したがって欧洲諸国のインフレを一律に需要インフレと呼ぶか、コスト・インフレと定義するかは実際上はさして問題ではない。重要なことは各国ともにインフレの弊害を正しく認識し、これに対処するためにそれぞれの状況に応じて多様な政策手段を駆使しつつ、インフレ問題と真剣に取り組んでいるという事実である。

(1) 根強い超過需要の存在

1959～60年のブーム時を通じ欧洲諸国の需要は急増し、超完全雇用と呼ばれる事態を現出したが、当時は設備稼働率の上昇による生産性向上、

食料品価格の落着きなどもあって、物価上昇はさほど表面化するに至らなかった。その後成長率は鈍化したものの引き続き労働力需給は緩和せず、消費や財政支出を中心に総需要の基調は依然根強いものがある。このような需要の一般的な堅調は直接インフレ圧力として作用するだけでなく、賃金交渉に際し労使双方に楽観ムードを助長し、過度の賃上げをもたらす背景ともなっている。

もとより国により需要超過の程度は一様ではない。フランス、イタリア、スイスなどでは成長率の高さからうかがわれるよう一般的な需要圧力はとくに強く、たとえばマネー・サプライの動きをみても、昨年中の増加率はフランス、イタリア各18%、スイス11%に及んでいる。これらの国で卸売物価が騰勢をみせていることも、こうした超過需要の存在と密接な関係がある。これに対し西ドイツ、英國などでは最近までの成長率の鈍化が著しかつただけに、労働市場を除けば一般的な超過需要圧力は弱く、卸売物価も概して安定を保っている。

しかし消費財およびサービス部門において、需要超過が一般化していることは各国共通にみられるところであり、とくにサービス部門でこの傾向が著しい。この点は次に述べる供給面の硬直性とも関連するが、もともとサービス産業は価格に対する供給の弾力性が低いうえに生産性上昇の余地が乏しく、とくに地域独占との関係で一種の管理価格が形成されやすい条件下にある。サービス産業的性格が濃い消費財小売部門でも同様なことがいえるであろう。このような末端流通サービス部門における供給面の制約が、所得上昇に伴う消費支出増加とあいまって、この部門にボトルネックを生ぜしめ、しかも値上がりムードに便乗したある種の管理価格形成傾向とあいまって、消費者

物価を上昇させる主因となったのは当然である。

(2) 供給面の弾力性不足

このような供給面の弾力性が乏しいことは、必ずしもサービス部門だけに限られたものではなく、他の多くの部門においても同様にみられるところである。これはダイナミックな経済成長過程においては見やすい道理であり、この事情はわが国の場合も本質的には変わらないといえるであろう。近年の欧州やわが国が経験しつつある高成長は、経済の各方面にかなりの構造的変革を伴いつつ進行したが、この場合需要水準の上昇と構造変化に対応すべき供給力の適応は必ずしも円滑に進み得ない。その限り部分的な需要超過が発生し、その部門の価格が上昇する。しかもその傾向は多かれ少なかれ他部門の価格にも波及することになる。かかるボトルネック化はとくに消費財小売り、サービス部門で著しいが、そのほか欧州諸国に共通した現象として、建築活動の活況と同部門のボトルネック化を指摘することができる。

さらに供給面の弾力性欠陥は構造的変化への対応の遅れだけでなく、他の多くの制度的、構造的な要因とも関連する。このような要因としては市場に硬直性をもたらしやすい取引慣習、公共料金制度、独占下の管理価格の存在および物価構造などのほか、租税制度、農業政策、財政政策などをあげることができるであろう。わが国の場合についていいうならば、純粋な意味での私的独占というよりも、各種の行政指導の介在した管理価格への傾斜が問題であろう。これらの諸要因はまた根強い需要基調を背景として、価格の下方硬直性をもたらし、インフレの大きな要因となっていることを忘れてはならない。

要するに自由な市場機構のうえに立った近代工

業国家においても多くの制度的、構造的な硬直性があり、これが高成長下でインフレ要因となって顕現化するということが、最近の欧州インフレの大きな特色である。欧州のインフレが単なる循環的な問題でなく構造的な問題となったといわれるゆえんもこの点にあるのである。

(3) 賃金コストの上昇

市場機構の硬直性はとくに労働市場において著しい。このため欧州諸国において、ブーム時の超過需要により誘発された賃金の大幅上昇傾向はブームが一巡した今日になっても改まることなく、しかも生産性の伸び悩みもあって、近年賃金コストの上昇はきわめて著しい。欧州諸国のインフレの本質が一般に賃金コスト・インフレと理解されていることについては十分な理由があるといえる。

イ、賃金上昇の理由

ここ数年欧州諸国の賃金水準は急激に上昇している。第5表にみるとおり、西ドイツでは2年続けて10%以上の上昇となり、イタリアでも昨年中14%の上昇となったほか、他の諸国も大体7~8%の上昇率を示している。

(第5表)

製造工業時間当たり賃金収入増加率

(単位・%)

	イタリア	西ドイツ	フランス	スウェーデン	スイス	オランダ	英国	米国
1955年	4.8	6.8	7.4	7.7	4.0	3.4	8.4	4.9
1956年	7.3	9.1	12.1	7.1	3.8	8.3	6.9	4.7
1957年	5.1	9.2	10.0	6.7	4.6	11.5	7.3	5.4
1958年	4.1	6.1	10.5	5.5	4.4	0.7	3.0	2.5
1959年	2.3	5.0	6.3	3.7	1.7	3.4	3.6	4.1
1960年	4.6	8.9	8.3	6.4	5.8	9.3	8.5	3.2
1961年	7.3	10.1	7.7	8.7	6.2	12.7	6.5	2.3
1962年	14.4	10.9	8.2	7.4	7.3	5.5	3.7	3.0

資料：OECD 統計月報。

(注) 1. フランス、オランダの1962年分は基準賃金増加率による。
2. イタリアの1962年分は第3四半期までの前年同期比による。

このように著しい賃金上昇の基本的な背景が労働力の不足(第6表)にあることはいうまでもなく、從来移民労働力の主要供給源であったイタリアにおいてさえ、熟練工不足がようやく重大問題となるに至った。長期的にみれば、最近の大幅な賃金上昇はかかる労働力不足を背景として、1959～60年のブームの事後調整として進行したといえるかもしれない。確かに英國の賃金上昇率は時期をおって低下しており、また西ドイツ、オーストリアの賃金上昇率も成長率鈍化とともに最近かなり鈍化しつつある。しかしこうした最近の動きの背後には賃上げ抑制を目指す懸念な政策努力があったことを忘れてはならない。

(第6表)

主要国失業率推移

(単位・%)

	西ドイツ	フランス	英 国	米 国
1958年	3.5	1.4	2.2	6.8
1959年	2.4	2.1	2.3	5.5
1960年	1.2	2.0	1.7	5.6
1961年	0.8	1.7	1.6	6.7
1962年	0.6	1.6	2.1	5.6

資料：OECD 統計月報。フランスは一部推定を含む。

この点について注意を要するのは労働市場における多くの硬直性の存在である。すなわち、労働力需給のひっ迫を背景として労働組合の力が強化され、市場支配力を通じて独立した労働条件決定要因となるに至ったことがまずあげられよう。

次にこれと関係するが、関連産業間の賃金比較について一定の型が通念化し、ボトルネック部門の賃金上昇が生産性に関係なく他の関連産業に波及する傾向があること、またこれとは反対に從来比較的低位にあったサービス部門などにみられた賃金格差が急速に是正(いわゆる賃金・賃金スパイラル)される傾向があることも指摘できよう。1961

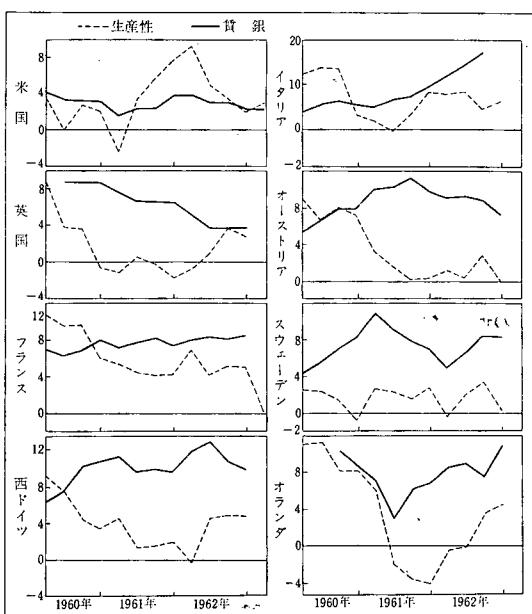
年以降成長率が全体として鈍化し、労働力需給が若干緩和の方向にあったにもかかわらず、¹賃金上昇率が引き続き高いのは、主としてかかる労働市場における硬直性に起因するといえるであろう。

ロ、賃金コストと物価

賃金上昇と生産性向上を比較しただけで直ちにインフレ圧力の有無を判断することはできないが、おおよその目途として歐州諸国における製造工業部門の両計数を1960年以降について比較してみると第2図のとおりである。これからみても賃金コストは上昇し、かなりのインフレ要因となっていることがわかる。

(第2図)

生産性と賃金変動率(前年同期比)の推移



(注) 1. 生産性= $\frac{\text{製造工業生産指数}}{\text{製造工業雇用指数}}$

2. フランス、オランダの賃金は時間当たり基準賃金、その他は時間当たり賃金収入による。

資料：OECD 統計月報。

ただ賃金コスト上昇がインフレ圧力として作用している程度は国によりかなりの差がある。たとえば、フランス、イタリアなどでは賃金コストが

最近むしろ高まる傾向を示しているのに対し西ドイツ、オランダ、オーストリア、英國ではその上昇率は漸次弱まる傾向にある。後者の諸国は、過去2～3年間を通じ最も賃金コスト上昇が著しかった国であることに注意する必要がある。もとより生産性、賃金上昇の強さや足どりについては各國それぞれの特殊事情があるため、景気循環と賃金コストとの関連を定型的にとらえることは困難である。しかし前述したところからみて、西ドイツ、オランダなどの経験は、賃金コストのインフレ圧力がブームに続く景気停滞局面において、生産性上昇の鈍化と賃金上昇率の増大を反映してむしろ強まり、しかも生産性上昇鈍化が底をついた後も、単にブームの事後調整とはいいけれないほど長期間にわたって持続することを示している。一方フランス、イタリアの例は、高い成長率を続ける国においても、一般的に超過需要圧力が強い場合には、生産性を上回る賃金上昇が続き、コスト圧力は強まる傾向があることを示すものといえよう。

歐州諸国の国内総生産に占める賃金コストの比重は55～65%(O E C D : Policies for Price Stability, 1962)であるといわれ、かかる賃金コスト上昇の物価に及ぼす影響は相当大きい。フランス、イタリアでは最近卸売物価の上昇が著しいが、これは超過需要を背景として賃金コスト上昇が容易に物価に転嫁されやすい状況にあることを示している。これに対し西ドイツ、オランダでは賃金コスト圧力は依然根強いにもかかわらず、卸売物価はきわめて安定している。これは投資需要の減退、輸出の伸び悩みなど需要の落着きに加えて内外市場の競争が激化し、このため賃金コスト上昇を容易に価格に転嫁できず、結局これが企業利潤の縮小や貿易収支の悪化などという形で吸収

されていることを示すものである。この場合貿易収支の悪化は、物価上昇抑制のための輸入政策が効果的に実施されたことと密接な関係がある。

4. インフレの弊害

以上のようなインフレ傾向に対し、歐州諸国が当面これを最大の問題と考え、あらゆる効果的措置を動員してこれに対処しようとするのは、こうしたインフレの害悪を重大視しているからである。

この場合重要なことは、インフレ傾向が国民生活の安定や社会的公平の観点から問題であるだけでなく、経済成長自体にとっても重大な脅威となるという認識が強いことである。

とくに内外競争の激化によって、コスト上昇を容易に価格に転嫁しない状況の下では、企業利潤は圧縮されざるを得ないが、このような予想収益率の低下は当然企業の設備投資意欲を冷却させずにはおかず。また配当率低下、株価低落に伴い株式市場を通ずる資金調達も著しく困難化するであろう。こうして経済成長の原動力であるべき企業投資活動の低下という最も好ましからぬ事態を招くことになる。このような事態は一昨年来西ドイツをはじめ諸国に明瞭に現われている。

またコスト水準ないし物価の上昇が大きければ大きいほど、輸出増大を確保することは困難となり、この面からも経済成長は阻害されることになる。ことに貿易自由化が進んだ現状ではインフレに伴う需要圧力は輸入の増加をもたらさずにはおかず、両者はあいまって貿易収支を悪化させることになるが、このような傾向はすでに英國を除く歐州諸国に顕著にみられるところで、西ドイツ、フランス、イタリアなどの貿易収支尻はこのところ急速に悪化をたどっている(第7表)。これに伴

(第7表)

主要国貿易収支推移(月平均) (一は赤字)

単位	西ドイツ	フランス	イタリア	オランダ	スイス	スウェーデン	英國	米国
	百萬マルク	百萬フラン	百億リラ	百万ギルダー	百萬フラン	百萬クローネ	百萬ポンド	百萬ドル
1955年	101	33	-443	-165	65	-114	72	337
1956年	241	-295	-528	-269	-116	-115	48	528
1957年	364	-314	-566	-319	-144	-122	51	642
1958年	489	-169	-330	-129	57	-120	35	414
1959年	503	217	-232	-105	83	86	44	199
1960年	439	240	-558	-160	-126	-134	73	471
1961年	580	223	-539	-245	-235	79	46	524
1962年	323	-64	-724	-230	-284	82	45	427
1963年 (第1四半期)	213	-261		-313		-	35	416

資料: OECD 統計月報。輸入は cif、輸出は fob 価格による。

って国際収支逆調が慢性化する場合には、英国のとく長期にわたって経済成長の停滞を余儀なくされることになるのである。

しかも経済停滞の可能性は1国だけに限られない。故ヤコブソン前IMF専務理事が指摘したように、戦後の過剰流動性が消滅したとみられる現状では、企業利潤縮小に基づく設備投資の減少がひいては世界的規模でのデフレの契機になりかねないという重大な問題がある。ヤコブソンがデフレ回避のための最大の対策としてコスト・インフレ抑制の重要性を力説した理由もここにある。「軽度であるとはいえる現存するインフレの存続を許すことは、それに続くデフレの危険をさらに深める」というプレッシング総裁の言葉も、同様な考え方を示している。

さらに構造化したインフレ傾向とこれによる通貨価値への信認動揺は、当面欧州諸国が多大の努力を払いつつある資本市場育成を妨げる一要因となっていることも重要な点である。そればかりでなく今後インフレが一段と進行するならば貯蓄総量は減少し、また国際間の資本移動自由化が進んでいる状況の下では、国内貯蓄のかなりの部分が

海外に流出する一方、海外からの資本流入が阻害され、デフレ圧力はいっそう強まる可能性がある。加えて国内投資の配分もやがてはゆがめられ資源の完全利用、効率的配分の実現が不可能となる恐れもある。

したがって貿易、為替が自由化された世界において、少なくとも物価およびコストを諸外国との比較において安定水準に保つことは、安定成長を確保するうえにきわめて必要な条件となる。要するに「一国の雇用および成長政策が成功するかどうかは、その国の経済情勢とくに物価水準の動向を諸外国のそれと一致させることができるかどうかにかかっている」(OECD: 前掲報告書)のであり、結局「クリーピング・インフレ容認論は政策の基礎としてこれを受け入れることができない」(ニューヨーク連銀月報)という点において、各国当局の考え方は全く一致しているのである。

5. 各国のインフレ対策

以上述べたように欧州諸国におけるインフレはいまや高水準の雇用、経済成長の維持を目標とする各国経済政策に深刻な問題を提起している。これに対し各國当局は種々のインフレ対策を打ち出しつつあるが、もともとその原因が需給両面に存在し、しかもさらに複雑な制度的、機構的な要因と循環要因がからんだものであるだけに、その対策はきわめて多様であることは当然である。また各國それぞれ事情が異なるため、対策の重点、内容が一律でないこともいうまでもないが、以下最近欧州各國がとっている対策の焦点をみよう。

(1) 政策基礎としての統計などの整備

欧州諸国とのコスト・インフレ対策と関連してまず第1に重視されているのは政策判断の基礎とな

るべき正確な統計資料の整備である。O E C D の作業部会が昨年11月に発表した前記報告書が第1に強調したのはこの点であったが、いち早く「所得政策」を打ち出した英國でもすでに賃金、コスト関係統計の改善に大きな努力が払われてきた。

さらに進んでインフレ圧力をコントロールし、成長を確保するためには、需給両面からの巨視的、微視的な経済見通しなどを前提に、あらかじめボトルネック部門について、総合的な見地から十分な検討が加えられることも必要である。この点従来計画導入にきわめて消極的であった西ドイツが、本年にはいり年次経済見通しを作成することになったことは、はなはだ興味深いものがある。最近フランスでは第5次4か年計画の準備が進められているが、このなかでは物価対策としての流通機構の整備など市場対策が重点目標に取り上げられるものとみられている。

(2) 需要調整のための金融財政政策

欧州諸国のインフレはコスト・インフレと呼ばれながらも、その本質においては需要面と密接な関係にあることはすでに述べたとおりである。したがって総需要の増加を適切に調節して、景気の過熱を防止し、ボトルネックの発生を最少限に防止するとともに、妥当な賃金決定がなされるよう経済環境を正常に保つことは何よりも重要なことである。かかる需要調整手段として金融政策がまず第1に重視されることとはいいうまでもないが、最近では財政政策の活用がかなり重視されている。O E C D 前記報告書でもコスト・インフレ対策として第1に言及されているのは金融財政政策であった。現に欧州諸国では金融政策はインフレ対策としてかなり積極的に活用されており、とくに需要圧力の強いフランス、スイス、デンマーク、ス

ウェーデン、ノルウェー、フィンランドでは最近かなりきびしい引締め政策が実施されている。最近発表されたB I S 年報も、今後もし所得政策が十分な効果を収めないと、各國当局は一般的な需要抑制策を講ぜざるを得なくなるであろう」と指摘しているとおり、コスト・インフレ対策として金融引締めの役割が後退したと考えることは誤っているわけである。また財政政策面でも購買税率の操作、財政支出の調節などは有力な需要調整策として考えられている。

しかし一般的な過剰需要圧力よりも部分的なボトルネックの発生が問題となる状況の下では、一般的な需要調整策としての金融引締めは必ずしも適切な対策とならない場合がある。また最近のように国際的な資金移動が活発化した現状では、引締め政策がいたずらに海外からの短期資金を吸引し、国際通貨秩序を乱すのみならず、国内市場の流動性を増大させ、かえってインフレ傾向を助長するという矛盾した結果を招くことになりかねない。さらに成長力の鈍化が懸念されている最近の情勢下では、過度の一般的引締めが企業活動を阻害し、不当に成長力を低下させ雇用面にも悪影響を与える点が大きな問題となろう。西ドイツ、オランダなどでインフレ抑制の必要が叫ばれながらも、当面具体的な金融政策としては必ずしも引締め策がとられず、いわゆる「中立的」金融政策を続いているのはこのためである。

したがって一律的な需要抑制でなく、ボトルネック部分における超過需要の抑制を目指した選択的な規制が広く重視されるようになった。選択的需要抑制策としてとくに重要視されるのはやはり財政的手段の活用である。たとえば、とくにボトルネック化が著しい建築部門に対し、西ドイツで

は住宅建築費に関する税法上の優遇中止などの措置がとられ、また最近では西ドイツおよびノルウェーにおいて、建築部門への公共支出削減の必要が強く叫ばれるに至っている。金融政策面でもたとえばフランスでは、最近の金融引締めにおいて近代化投資計画に関連する「中期信用手形」を引締めの枠外とするごとき配慮を加えている。このほか伝統的な賦税信用の規制、あるいは金融当局による特定部門に対する貸出抑制要請(スイス)など各国の金融事情に応じた各種の工夫がなされている。

(3) 供給面における諸対策

イ、労働市場対策

成長力を可及的に高く維持し、しかもインフレ圧力を抑制しようとするには、ボトルネック解消策がどうしても必要であるが、完全雇用下の欧州諸国で最も重要視されているのは労働市場対策である。

これは労働力供給を質的、量的に増加しようとするものであるが、質的な問題としては未熟練労働者、不況産業からの転職者に対する職業訓練計画が中心となっている。これは技術革新に対応した労働力の確保を目的としたもので、フランス、イタリア、英国をはじめ各國當局が当面最も努力を傾けている問題である。また後者の例としてはフランス、西ドイツなどの移民受入れ政策、イタリア、英國における労働力の移動性を高める諸対策(労働者の移住、転職の斡旋、補助その他労働力市場の閉鎖性を打破するための対策など)があげられよう。このほか企業が過剰労働力を温存する傾向がある英國では、かつて雇用税(payroll tax)の新設が検討された。

ロ、輸入政策

インフレ対策として輸入自由化、輸入割当上げ、関税引下げによって輸入を促進する政策は西ドイツ、フランス、イタリアなど各國で広範に利用され、とくにその機動的な運営は国内インフレ対策としてかなり効果をあげている。昨年4月フォルクス・ワーゲン社が自動車価格引上げをはかった際、エアハルト経済相が輸入関税引下げによりこれを阻止しようとしたのは著名なケースである。最近でも食料品価格急騰に対処してフランス、イタリアをはじめ各國でかなり思い切った自由化ないし輸入促進策がとられ、しかもそれが状況に応じてきわめて機動的に運用されているのである。

インフレ対策としての輸入政策は短期即効的にボトルネック部門の供給を増加し、価格上昇を抑える大きな効果があるが、それはさらに国内産業における管理価格の形成を阻止し、同時に産業の体质改善、強化という面においても大きく貢献するものである。英國の高関税が産業の国際競争力を弱め、インフレの一要因となったことは、同国の「物価、生産性および所得に関する委員会」の第4次報告書で強く指摘された問題点であった。

ハ、産業政策

供給面における対策の第3は労働節約を目的とした近代化投資の推進である。最近の投資がこうした近代化投資を指向していることはいうまでもないが、英國などにみられるように、新技术開発投資に対し税法上の優遇を強めようとする国もある。とくに重要なのは生産性の伸びが低く、大きなボトルネックとなっている小売部門、サービス部門の改善である。欧州諸国におけるアメリカナイゼーションと呼ばれる大量販売の発展は、このような事態への適応過程であるが、イタリアでは

急速な成長に伴い小売流通機構の不備が問題化し、現にスーパー・マーケットの拡充などが政策的に推進され、またフランスでも同様な政策が検討されつつある。

しかしこれらの生産性向上、ボトルネック打開策は、長期的に経済全体の生産性を高めそれだけ成長力を強める施策であるが、それはいわば経済の弾力性を高めるために常日ごろ追求るべき政策であって、当面のインフレ対策としてはむしろ過剰需要を強めるという逆効果がある点にも注意しなければならないであろう。

またインフレの構造的要因となっている管理価格の存在に対しては、再販売価格維持協定の再検討などカルテル規制が一般に強化される方向にある。また公共料金制度のあり方についても真剣な検討が行なわれ、フランス、イタリアでは鉄道料金の据置きなどその上昇阻止の方針が打ち出されている。

(4) 賃金物価に対する直接的な抑制策

欧州諸国におけるコスト・インフレの経験は、所得および物価の決定過程に直接介入する新たな政策手段を発展させた。「所得政策」の名をもって呼ばれる一連の政策がそれであり、今日では前述の諸対策と並んできわめて重要な政策目標となっている。もちろん所得政策が採り上げられてから何分にも日が浅く、現在の段階でその成果を正当に評価することはできない。しかし市場経済機構の下で一見それと矛盾する政策がとられざるを得なかったということは注目を要するところであろう。所得政策についてはO E C Dの前記報告書がかなり詳しい分析を行なっているので、ここではそれに基づいて内容と問題点を紹介しよう。

イ、所得規制対策

所得政策とは、①政策当局が物価安定と矛盾しない所得のあり方について明確な見解をもち、②所得に関する指導基準(guide line)につき国民の支持を求め、③この指導原則が国民に遵守されるよう多面的な努力を払う、という広範な内容をもつものである。したがって政策当局があくまで公正かつ大局的な立場から物価、所得について明確な指導方針を樹立することがその基本前提となる。

ところで所得には各種の形態があるが、コスト・インフレとの関連で最も重要なのは賃金であるため、政策の重点はおのずから賃金におかれているのが実情であり、賃金上昇に関するガイド・ラインの設定が中心的な政策となる。

このような賃金上昇に関する指導基準として、英国、デンマーク、オーストリアにおいては賃金凍結が実施された例もあるが、一般的には西ドイツ、フランス、英国などのように平均的な生産性上昇見込みを基礎に具体的な数字としての賃上げ限度が設定される場合が多い。この場合の基本認識はコスト・インフレ克服のためには賃金の平均増加率を社会全体的、平均的生産性上昇率の範囲内にとどめるべきであるということに尽きるであろう。このような基本認識自体理論的に問題がないわけではないが、実際的見地、とくに国民の理解と支持を求めるためには、一律でしかも単純な指導基準を定めることが望ましいとされている点は注目に値する。この場合指導基準としては個々の産業ないし企業の生産性ではなく、あくまで社会全体の平均生産性が用いられている。これは個々の産業部門における平均以上の生産性上昇は、その産業における平均以上の賃上げを容認する根拠にはならず、その部分は投資財源および価格引

下げるに充當すべきことが強調されるからである。

またこのような指導の実施に際しては、各産業間における賃金格差(賃金構造)に一定の型があり、社会的にこれが通念化している事実が重視される。このため他産業部門の賃金決定に大きな影響を与えやすい基幹産業、公共事業部門の賃金交渉にはとくに大きな関心が払われる。

賃金に対する指導基準遵守の実効をあげるために、賃金以外の所得についても同様な基準で規制を加えることが必要である。しかし各国のこの分野における指導は後述の物価問題および農業所得に限定されていることが多く、しかもその規制力は一般に賃金政策に比べて弱いのが実情である。もっともこうしたアンバランスが極端に大きくなれば、所得政策の公正さに対する信頼がそこなわれ、結局世論の支持を失う結果となるであろう。多少の技術的困難はあっても賃金以外の所得に対し同一の抑制原理を適用するというのが、所得政策を成功に導く要因である。このため、最近では、とくに卸売物価の上昇が目立つ国では利潤動向に大きな関心が寄せられるようになっており、最近デンマークで利潤および配当率規制が、またフランスでも工業製品の卸・小売利潤の規制が実施されるに至ったことは注目に値しよう。

ロ、直接物価対策

所得政策の一環としての直接的な物価抑制策は賃金政策と並んで重要視されているが、これはコスト低下部門の物価が非弾力的である実情からみて、賃金政策だけでは不十分であるとの認識に基づくものである。前述の利潤規制もこの範ちゅうに含まれるわけであるが、とくに生計費指数と関係の深い公共料金の引上げ抑制、および前述したカルテル規制強化による物価弾力性の回復など

は、各国に共通した政策目標といえる。このほかフランス、デンマーク、ノルウェー、オーストリア、フィンランドでは利潤規制以外に直接物価規制が実施されており、また米国では物価政策にはかなり重点がおかれており、昨春鉄鋼値上げに対し大統領が英断をもってこれを阻止したことは記憶に新たなるところである。一般的にいって、カルテルなどの管理價格形成を阻止し、あくまで公正な競争条件を確保することは、生産性向上の利益を物価抑制を通じて社会全体に均てんさせるために最も大切な条件であろう。

ハ、所得政策の要件

このような所得政策の実効を確保するためにはまず国民の理解と協力を得ることが根本前提であるということが強調される。このため各国とも公衆に対する教育活動を強化し、与論喚起に努力しており、また公正妥当な指導基準を策定するために、民主的に構成された公的機関を設立するのが一般的な傾向となっている。これも民衆の支持を得るための手続きとみることができよう。

所得政策の本質は、市場機構を通じて経済的諸目標を達成しようとする一般的な政策手段を補完することにある。したがってそれが市場機構の円滑な機能発揮に貢献するよう策定され、国民全体の支持を得て実行に移される限り、他の政策とあいまって大きな効果を期待できるであろう。しかしかかる直接規制はややもすれば本来の市場機能をそこなうおそれがあり、また社会の各層に対し十分公平な配慮を欠く場合には国民の支持は直ちに失われる可能性が多い。その意味では所得政策も決して万能ではなく、需要調整策、市場対策などその他の対策と平行して総合的に実施されてこそ、その効果が期待されるのである。

6. む す び

わが国が経験しつつあるインフレは以上のごとき欧州諸国におけるインフレと必ずしも同一ではない。たとえば賃金上昇にしても、わが国の場合は社会的二重構造を反映した賃金格差の解消過程に主として基づくところが多いとみられ、これを超完全雇用下の欧州諸国のコスト・インフレと直ちに同一視することはできないであろう。政府指導の下の各種の管理価格の存在はともかく、企業の独占度や労組の市場支配力も欧州とはかなり違う。しかし欧州諸国にみられるような高成長がインフレを伴いやすいものであることは、わが国とでもその例外ではなく、現代の成長政策が常にインフレ対策をも伴ったものでなければならないことを示している。

しかも欧州諸国のインフレの経験はその原因がきわめて多様であり、したがってその対策も単一ではあり得ず、経済の各戦略部門に対し有効適切な諸対策を多角的に実施する以外にはないことを教えている。もちろん国により、景気局面に応じ具体的対策は異なるが、重要なことは多様な経済情勢のなかから基本的な要因を見いだし、そこに重点を置きつつ必要な諸対策を機動的に実施することである。この場合従来のごとき景気循環的配慮だけではなく、需給両面にわたり市場の弾力性発揮を妨げている種々の構造的、制度的硬直要因を是正するような各種の政策的配慮が強く要請される。しかもこれら諸政策は無差別的、一般的な方法ばかりではなく、時として差別的、選択的であり、場合によっては自由な市場機構への介入を伴う可能性も含んでいる。かかる市場諸力に対する

る介入は原則的には好ましいことではない。しかし市場に硬直性が強まり、そのためメカニズムの自由な機能発揮が妨げられていることがインフレの一原因となっている場合には、むしろ本来の市場機能を回復させるために市場に対し人為的に介入することが必要となろう。しかも問題はなんらか新たな施策を講ずることだけがインフレ対策ではないということである。これまで政府は各種の政策目的のためにさまざまの形で市場に関与してきた。これはわが国だけでなく、欧州諸国の場合でも同様である。しかしインフレ問題が重大化した現在としては、そうした従来の諸政策自体も、コスト・インフレ抑制という新たな見地から、その再検討を要するというのが欧州諸国実情なのである。最後に注目されるのは、これらの諸政策がいざれも国民全体の支持と協力なくしては実効を期待しえないことであって、この点はくり返し強調するまでもない。

これらはすべてインフレ対策が単に経済の分野にとどまるものではなく、高度の政治問題であることを示唆している。インフレ対策の前提をなすものは、政策当局と国民がインフレの弊害を正しく認識して真正面から問題に対処し、経済成長および完全雇用の政策目標と同列の重要性をもってインフレ対策と取り組むということである。ケネディ大統領をして業界の不評を買ってまでも鉄鋼値上げを阻止せしめ、ドゴール大統領をして逆行的な直接物価規制に踏み切らせたのも、かかる高い政治的判断であったといえよう。

要するにいまやインフレ対策は高いステップマシンシップの問題となったといえるのではあるまい。